

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：美川支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		門前自治会館		
施設の所在地		美川町小川437番地6		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ44件、年間利用者数 延べ304人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：美川支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		須多田自治会館		
施設の所在地		美川町四馬神1118番地2		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ6件、年間利用者数 延べ24人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：美川支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		竹ノ爪多目的集会所		
施設の所在地		美川町四馬神1329番地1		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ45件、年間利用者数 延べ340人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：美川支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		小壁多目的集会所		
施設の所在地		美川町小川1258番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ3件、年間利用者数 延べ30人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：美川支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		市ヶ原自治会館		
施設の所在地		美川町小川1397番地2		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的として、集会所を設置する。		
指定管理者	名称	美川自治会連合会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設及び付属設備器具の利用許可に関する業務 施設等の維持管理に関する業務 施設等の清掃に関する業務 集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ33件、年間利用者数 延べ173人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		美和東部コミュニティセンター		
施設の所在地		美和町黒沢10122番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		坂上東部地区の生涯学習環境整備の支援、生涯学習活動の推進と地域伝統文化の伝承保存活動の支援を総合的に推進していくと共に、各種行事を開催し、地域住民の交流の輪を広げ地域の活性化を図る。		
指定管理者	名称	坂上東部ふるさとづくり	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③センターの清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日　～　令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ28件、年間利用者数 延べ583人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		美和西部ふれあいセンター		
施設の所在地		美和町渋前449番地		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		坂上西部地区の生涯学習活動の推進及び生涯学習環境整備を行うとともに、地域住民の各種行事、交流の場としての活性化を図る。		
指定管理者	名称	坂上西部ふるさとづくり	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③センターの清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ144件、年間利用者数 延べ1,595人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		長野上集会所		
施設の所在地		美和町生見867番地2		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の融和と親睦を図ることを目的として集会所の有効な利用を行う。		
指定管理者	名称	長野上自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ5件、年間利用者数 延べ65人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		随門集会所		
施設の所在地		美和町西畑412番地1		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		随門地区住民が集まって親睦を深め、地区の活性化を図る。		
指定管理者	名称	随門自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ3件、年間利用者数 延べ23人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		下大田原集会所		
施設の所在地		美和町秋掛1800番地6		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		自治会活動やふるさとづくり活動、コミュニティの確保、あるいは地区の総合的な定住条件が向上し、将来に渡る集落機能の維持、発展。		
指定管理者	名称	下大田原自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日　～　令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ2件、年間利用者数 延べ14人